

(設置)

第1条 荒瀬ダムに係る総合的な対策を推進するため、企業局総務課に荒瀬ダム対策室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室は、荒瀬ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に関する事務を分掌する。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、企業局総務課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、室長を補佐する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県企業局組織規程(昭和40年公営企業管理規程第1号)第10条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、総務課長が専決する。

2 前項の総務課長専決事項について、総務課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ総務課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、企業局総務課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県公営企業管理者 佐 藤 博 治

熊本県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(熊本県企業局組織規程の一部改正)

第1条 熊本県企業局組織規程(昭和40年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 連絡事務所(第35条・36条)」を「第6章 削除」に改める。

第2条中「、熊本県都呂々ダム管理事務所(以下「ダム管理事務所」という。)及び熊本県企業局東京連絡事務所(以下「連絡事務所」という。)」を「及び熊本県都呂々ダム管理事務所(以下「ダム管理事務所」という。)」に改める。

第3条中「、ダム管理事務所及び連絡事務所」を「及びダム管理事務所」に改める。

第9条第1項の総務課の項に次の1号を加える。

(27) 荒瀬ダム対策室に関すること。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第35条及び第36条 削除

別表第1中熊本県企業局東京連絡事務所の項を削る。

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

(熊本県企業局公印規程の一部改正)

第2条 熊本県企業局公印規程(昭和29年電気事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の熊本県企業局分任出納員印の項中「3」を「2」に改め、「東京連絡事務所」を削る。

(熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第3条 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程(昭和40年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の本庁の項中「企業審議員」を「企業審議員 室長」に改める。

(熊本県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 熊本県企業職員の給与に関する規程(昭和41年公営企業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自動車運転業務、業手の業務及び路線業務に従事する職員」を「業手の業務に従事する職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」に、「並びに給与の額、」を「、給与の額及び」に、「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)」を「、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職給与条例」と